**○関東地方整備局告示第百五十一号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　関東地方整備局長　石川　雄一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十二号　南アルプス市下宮地字三輪西五五二番一から同市小笠原字町下四七番一まで　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十一日

**○関東地方整備局告示第百五十二号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　関東地方整備局長　石川　雄一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四百六十八号　久喜市菖蒲町下栢間字陣屋二五七七番一地先から同市菖蒲町上大崎字中手城一〇二番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十一日

**○関東地方整備局告示第百五十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第千四百三十四号西東京都市計画道路事業三・四・十二号東町線及び三・四・十六号東伏見保谷線

三　事業施行期間　自平成十年七月十日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百五十四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第四百三十五号東京都市計画道路事業補助線街路第百四十四号線及び幹線街路放射第二十九号線支線一

三　事業施行期間　自平成十一年三月十二日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百五十五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第千三百八十二号秋多都市計画道路事業三・四・六号福生狩宿線

三　事業施行期間　自平成十一年六月二十二日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百五十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第千九百十八号東京都市計画道路事業幹線街路環状第六号線

三　事業施行期間　自平成十二年九月二十七日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百五十七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千五百八号東京都市計画道路事業幹線街路環状第六号線

三　事業施行期間　自平成十二年十二月二十八日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百五十八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第二百十二号東京都市計画道路事業幹線街路放射第十六号線及び補助線街路第百十六号線